

浜松市公告第 2 7 4 号

浜松市の物品購入等について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 1 7 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 広報車の購入
(課名 警防課 契約番号 2025001931)
- (2) 数 量 1 台
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 1 9 日
- (4) 納入場所 浜松市消防局
- (5) 調達物品の特性 仕様書のとおり

2 入札及び契約担当課

〒 4 3 0 - 8 6 5 2 浜松市中央区元城町 1 0 3 番地の 2
浜松市役所財務部 調達課物品購入グループ（北館 5 階）
電話 0 5 3 - 4 5 7 - 2 1 7 1
F A X 0 5 0 - 3 7 3 0 - 3 7 1 3
E-mail tyotatubuppin@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件入札は、次に掲げる全ての要件を満たす者に限り参加できるものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7 ・ 8 年度の競争入札参加資格（物品 業種分類 2 0 2 2 : 車両・運搬機器類）の認定を受けているものであること。
- (3) 浜松市内に本店または契約の委任を受けた支店等を有するものであること。
- (4) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始に申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める資格を有していること。

4 一般競争入札参加資格の確認申請

本件入札の参加希望者は、「物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）」（以下「確認申請書」という。）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認基準日は確認申請書の受付最終日とする。

(1) 提出方法

持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。

(2) 受付期間

令和7年4月18日（金）から令和7年5月7日（水）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）

(3) 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 様式

本市が指定する様式を用いること。

(5) その他

ア 確認申請書に、希望する入札参加資格の確認結果の通知方法（①調達課で受け取り、②郵送、③電子メールのいずれか一つ。詳細は5項に記載のとおり。）を記載すること。なお、郵送での通知を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

イ 確認申請書に、入札書の提出方法の予定（①入札執行日時に入札場所へ持参、②事前提出、③郵送等のいずれか一つ。詳細は11項に記載のとおり。）を記載すること。なお、入札書の提出方法を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

ウ 受付期間内に確認申請書を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

(1) 通知方法

次のいずれかの方法のうち、申請者が希望する方法により通知する。なお、原則として電話連絡はしない。

ア 調達課で受け取り

イ 郵送（※郵送を希望する場合は、確認申請書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。）

ウ 電子メール（※電子メールを希望する場合は、通知を受信するメールアドレスを確認申請書に記載すること。）

(2) 確認結果の通知日

ア 調達課で受け取りの場合

令和7年5月12日（月）午後1時から令和7年5月19日（月）までの間に、調達課で受け取ること。（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 郵送又は電子メールの場合

令和7年5月12日（月）に発送又は発信する。

6 入札参加資格が無いと認められた者の理由説明要求

入札参加資格を確認した結果、入札参加資格が無いと認められた者は、本市に対しその理由について説明を求めることができる。

- (1) 要求方法
文書により説明を要求すること。また、当該文書は持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 要求期限
令和7年5月14日（水）まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式
任意の様式を用いること。
- (5) 要求への回答
説明を求められた日から2日以内に文書で行う。

7 仕様書等の提供方法

本件入札に係る契約書案、入札心得、仕様書及び業務説明書等（以下「仕様書等」という。）は、次のとおり提供する。

- (1) 提供方法
本市ホームページに掲載
- (2) 提供期間
令和7年4月17日（木）から令和7年5月19日（月）まで

8 仕様書等に対する質問

- (1) 質問方法
質問書を持参、郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）、FAX又は電子メールで提出すること。
- (2) 受付期間
令和7年4月18日（金）から令和7年5月7日（水）午後5時まで（提出先に必着）
（持参の場合は、17項に記載する開庁時間内に限る。）
- (3) 提出先
調達課（2項に記載のとおり。）
- (4) 様式
本市が指定する様式を用いること。
- (5) 質問に対する回答
令和7年5月12日（月）から調達課において閲覧に供するとともに入札参加者全員に質問に対する回答書を提供する。

9 本件入札に関する説明会

説明会は行わない。

10 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年5月20日（火）午前9時30分
- (2) 場所 浜松市役所財務部調達課 入札室（北館5階）

11 入札書、入札用封筒及び郵送用封筒等の記載事項等

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」のとおり。

12 入札書の提出方法

(1) 提出方法

別紙「入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）」に従い、次のいずれかの方法により提出すること。

ア 入札執行日時に入札場所へ持参

イ 受領期間内に調達課へ持参（以下「事前提出」という。）

ウ 受領期限までに調達課へ郵送等（一般書留郵便、簡易書留郵便又は書留郵便と同等の信書便に限る。）

(2) 事前提出の場合の受領期間及び提出先等

ア 受領期間

令和7年5月13日（火）から令和7年5月19日（月）まで
（17項に記載する開庁時間内に限る。）

イ 提出先

調達課（2項に記載のとおり。）

(3) 郵送等の場合の受領期限及び送付先等

ア 受領期限

令和7年5月19日（月）午後5時まで（送付先に必着）
受領期限に遅れたときは、いかなる理由であっても当該入札書は無効とする。

イ 送付先

調達課（2項に記載のとおり。）

(4) 提出方法の変更及び提出の取りやめ

確認申請書に記載した入札書の提出方法の予定を変更する場合又は入札書の提出を取りやめる場合は、調達課へ連絡すること。

13 入札方法等

(1) 入札は総価で行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

(3) 1 回目の入札で落札者がいない場合には 2 回目の入札を実施するが、事前提出及び郵送等により提出した入札者は、2 回目の入札に参加できない。

(4) 落札となるべき同価格の入札者が 2 人以上いる場合は、当該入札者にクジを引かせて落札者を定める。事前提出及び郵送等による入札者のクジは、当該入札者の代わりに本件入札事務に関係ない本市職員が引くものとする。

(5) 事前提出及び郵送等による入札者に対しては、原則として入札執行日の午後 5 時までに入札結果を電話又はその他の方法で連絡する。

(6) 本件入札は、本件入札公告に記載する事項のほか、「浜松市物品購入等の入札執行について（入札心得）」に基づき実施するので、入札参加者は入札心得を確認の上、入札に参加すること。

14 入札の無効

浜松市契約規則第 13 条第 1 項の各号及び浜松市物品購入等に係る一般競争入札要領第 9 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

※開札前に、人的関係のある複数の者が 1 者を除き入札を辞退した場合は、残る 1 者の入札は無効とはならない。

15 入札保証金

本件入札は、入札保証金を免除する。

16 期間の計算

この公告において期間の計算をする場合で、当該期間内に浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第 76 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日があるときは、当該休日を除いて計算するものとする。

17 開庁時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日、日曜日及び祝日等を除く。）

公 用 車 仕 様 書		
契約No	件名	2025001931 広報車の購入
業 種	2022 車両・運搬機器類	
納入期限	令和8年3月19日(木)	
納入場所	浜松市消防局 浜松市中央区下池川町19-1	
目 的	災害活動に使用するため、消防車両を購入するもの。	
品 名	特殊自動車	
規格・参考車種名	ミニバン	デリカD:5
数量	1 台	
ミッション	オートマチック	
燃料形式	軽油自動車	
装備等	仕様書のとおり	
塗装等	仕様書のとおり	
排出基準 燃費基準等	排出、燃費ともに環境に配慮した車両であること。	
注意事項	自賠責保険料、重量税、自動車リサイクル料は入札(見積)金額に含めないでください。	
お問い合わせ先	警防課警防対策グループ 担当 曾根春寿	
	TEL 053-475-7531 FAX 050-3537-8983	

- * 自動車税、自動車取得税は公用の場合非課税扱いとなります。
- * 登録に掛かる一切の事務手続き手数料等は、入札(見積)金額に含めてください。

令和7年度

広報車

仕様書



浜松市

第1 総 則

1 適用範囲

この仕様書は、浜松市が令和7年度に購入する広報車（以下「車両」という。）について適用する。

2 条 件

- (1) 製作は、本仕様書によるほか、I S O認証を取得した品質管理システムにて製造が行われているとともに、次の条件を満たし、最適の構造及び機能を有するものであること。
- (2) 完成車は、「道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）」及び「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」に適合し、かつ、消防用緊急自動車として承認が得られるものであること。
- (3) 各部の構造及び各種装置は、堅牢かつ軽量で耐久性に富み消防活動に十分耐えられるものであるとともに、使用取扱上の安全性及び操作性も考慮したものであること。
- (4) 本仕様書について疑義が生じた場合、または変更の要を認めたときは、直ちに浜松市に連絡し、その指示を受け誤りのないようにすること。なお、不審な点は浜松市へ確認し、十分熟知のうえ契約するものとする。契約後に生じた疑義は、全て浜松市の解釈に従うものとする。
- (5) 車両総重量は、3, 500kg未満であること。

3 検査及び試験

- (1) 中間検査は、装備品を取り付ける直前に実施し、検査申請は書面をもって行うものとする。
- (2) 走行検査は、完成検査前に全装備で行い、結果の書面をもって行うものとする。
- (3) 完成検査は、浜松市検査員と受注者が立会いのうえ実施し、浜松市が合格と認めた場合引渡しを受けるものとする。不合格と認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けること。
- (4) その他、浜松市が検査を必要と認めた場合は、随時行うものとし、必要書面を速やかに提出すること。

4 納入

- (1) 完成車両の納入場所については、浜松市が指定する。
- (2) 納入に際し、受注者は十分な点検整備を行っておくこと。
- (3) 納入期日は、令和8年3月19日（木）とする。

5 保 証

- (1) 保証期間は、メーカー及び機装受注者の定めた期間（納入後から起算して12ヶ月以上）とし、当該期間内に故障等（事故及び過失による損傷は除く。以下同じ。）が生じたときは、速やかに受注者の責任において無償で修理、取替えその他必要な措置を講ずること。なお、保証期間満了後であっても、構造又は製作にかかる技術に起因した不備欠陥による故障等の場合は、受注者の責任においてすべて無償で修理するものとする。
- (2) 納入後に発生した故障等の事態に対応するため、連絡先、緊急連絡先、連絡方法を定めて、文書として納入時に提出すること。なお、年末年始等、休日におけるサービス体制も提出すること。
- (3) 受注者は、故障等の事態が発生した場合、緊急自動車としての運行を十分考慮した修理等の対応ができるものとするため、車両の現状確認を4時間以内、修理対応を12時間以内に実施するものとする。なお、車両の現状確認とは、当該故障箇所を確認した上での修理内容の回答

を意味し、修理対応とは、部品交換等の修理着手（緊急自動車としての運行が行えるよう回復させる応急処置を含む）を意味する。

- (4) 車両整備上必要な部品は、納入後 1 4 年以上確保し、浜松市から要求があれば迅速に供給できること。

6 発注台数

発注台数は 1 台とし、天竜消防署へ配備されるものとする。

7 技術指導

- (1) 受注者は、技術指導のため車両納入後に、浜松市の指示する日時に指導員を派遣し次の事項について指導すること。

ア 車両全般

車両の取扱、各種スイッチ類に示す機能の説明及び点検箇所

イ 艀装全般

ウ その他

積載品等（資機材等）で浜松市の要望に応じ、技術指導を実施すること。

- (2) 技術指導日時、回数については別途協議の上、決定する。

- (3) 講師等の派遣費用については、受注者が負担すること。

8 補 則

- (1) 新規登録費用

新規登録に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、自動車賠償責任保険、自動車重量税及び自動車再資源化預託金（自動車リサイクル料金）の費用については浜松市が負担する。

- (2) その他の施工

本仕様書に定めない事項についても、メーカー及び納入業者の公表した仕様及び機能上、工作上、当然必要と思われるものは施工すること。

第 2 提出書類

1 艀装承認

契約後、受注者は制作上の細部について浜松市と打合わせを行い、速やかに次に掲げる図書を提出し、承認を受けた後に製作を行うこと。なお、それぞれ 2 部提出、承認後 1 部を受注者に返却する。

- (1) 製作工程表

- (2) 諸元表（シャシ・艀装品）

- (3) 製作図

ア 艀装外観 5 面図（前後面、両側面、上面）

イ 車内艀装図

ウ 電気配線系統図・電気配線図

- (4) その他浜松市で指示するもの

2 緊急自動車届出

緊急自動車届出確認手続きは浜松市が行う。受注者は自動車登録検査を受けようとする日の 4 週間前までに次に掲げる書類を各 3 部浜松市に提出すること。また、車両納入日の 2 週間前に自動車登録検査を完了させ、自動車検査証の写しを 1 部浜松市に提出すること。

- (1) 自動車譲渡証明（写し）
- (2) 写真（前後左右・カラー）
- (3) 契約書（写し）
- (4) 改造概要等説明書（写し）又は改造自動車等審査結果通知書（写し）
- (5) 車体艤装図（赤色警光灯を朱塗りすること）

3 納入時、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 各種機器取扱説明書 各 2 部
- (2) 車両関係取扱説明書 1 部
- (3) 保証書 1 部
- (4) 製作図一式 2 部
- (5) シャシ及び工程カラー写真
 - ア 製作工程に基づくシャシから完成車までの状況を撮影したもの
 - イ 完成車両各部
 - ウ 完成時全体（4 面、上面）
- (6) その他浜松市で指示するもの

第3 仕様

1 シャシ

- (1) 車 体 形 状 ワンボックス型（5 ドア以上）
- (2) エ ン ジ ン 形 式 ディーゼルエンジン
- (3) 排 気 量 2, 2 6 7 c c 以上
- (4) 最 高 出 力 1 0 7 k W 以上
- (5) 駆 動 方 式 四輪駆動
- (6) 変 速 装 置 オートマチックトランスミッション
- (7) 乗 車 人 員 8 名
- (8) 車 体 寸 法
 - ア 全 長 4, 8 0 0 mm 以下（艤装含まず）
 - イ 全 幅 1, 7 9 5 mm 以下（艤装含む）
 - ウ 全 高 1, 8 7 5 mm 以下（艤装含まず）
- (9) 制 動 装 置 A B S 装置付
- (10) バ ッ テ リ ー 車両標準品
- (11) 装備品
 - ア 操舵装置 右ハンドル、パワーステアリング付
 - イ 後退警報機 電子アラーム（停止スイッチ取付）・合成音声（右左折・後退）
 - ウ エアコンディショナー 純正品
 - エ オルタネーター 全ての電装品を使用しても十分な能力を有すること。
 - オ サンドバイザー 運転席・助手席
 - カ 泥除け 全輪
 - キ ラジオ 純正同等品
 - ク 集中ドアロック 全扉連動

ケ マット	フロアマット、デッキマット
コ グリップ	標準品及びオプション品
サ エンジンキー	リモコンキー 2 本、スペアキー 3 本
シ その他	メーカー公表標準仕様

第4 艙 装

1 艙装全般

艙装全般は次のとおりとする。

- (1) 車両に使用する材料及び部品等は、特に指定するものを除き、日本産業規格 (JIS) 及び国際標準化機構 (ISO) の規格に適合するものを使用すること。
- (2) プラスチック類は、すべて難燃性のものを使用すること。
- (3) ゴム製品は、すべて耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (4) 木材を使用する場合は、十分乾燥したものを扱い、製作後に変形、歪み等が発生しないこと。
- (5) 全般にわたり、防水性を考慮すること。
- (6) 車体及び電装品等は、無線機及び積載資機材の使用に支障（無線障害、雑音等）の出ないものを使用すること。
- (7) 車両の前後左右の荷重配分には、十分配慮すること。
- (8) 車体の構造及び艙装は、堅牢で耐久性を十分考慮して製作施工すること。
- (9) 各配線はヒューズボックスを介して配線すること。なお、ヒューズボックスには各名称及び容量を明記すること。

2 車 体

- (1) 車体上部に消防専用無線電話用アンテナを 2 本設け、車内指定位置まで配線を施すこと。
また、車載移動端末 (A V M) 用のアンテナを設け、車内指定位置まで配線を施すこと。なお、消防専用無線電話用アンテナ（同軸含む）及び車載移動端末 (A V M) 用アンテナ（同軸含む）は支給する。
- (2) フロントパネル中央部に消防章を取り付けること。なお、構造上取り付けることが不可能な場合は、取り付けないことも可能とする。
- (3) サイレン及び灯火類は次によることとする。

ア サイレン

- (ア) 電子サイレンアンプは、指定位置に取り付けるものとする。
- (イ) ハンドマイクを備え、電子サイレンアンプを経て外部スピーカーにより拡声させること。
- (ウ) 音声合成付きとし、音声内容は別途指示する。
- (エ) 電動サイレン（自動吹鳴装置付）を設けること。
- (オ) 電動サイレン吹鳴時には、全ての赤色警告灯と連動するものであること。

イ 灯火類

- (ア) 車体上部前方に散光式赤色警光灯を設けること。
- (イ) 車体前部バンパーに赤色警光灯を 2 個設けること。
- (ウ) ルーフキャリア後部に赤色警光灯（保護枠付き）を 2 個設けること。
- (エ) 車体後部扉に赤色警光灯と連動するドア開放時赤色警光灯を 2 個設けること。
- (オ) 車体上部又はルーフキャリア両側面に照明灯（保護枠付き）を各 1 個設置すること。な

お、照明灯を点灯させるスイッチは、右側面・左側面に分け、車内に設けること。

(カ) 標識灯を車両上部に設けること。

(キ) フォグランブを前部に設けること。

(4) 音声合成装置による警報装置を設けること。(右左折・後退)

3 車内設備

(1) 後部座席

ア 各座席の生地は、撥水・撥油機能を持つ素材を採用すること。

イ 各座席には、シートベルトが装備されていること。

(2) 窓

ア 前面及び前席側面以外の窓ガラスは、黒色フィルム等により、車外から車内が容易に見えないようにすること。

イ ガラス窓の保護枠の設定のある車両にあっては、保護枠を設けること。

(3) 艀装電装品配線電源は車両キースイッチ（ＡＣＣ）と連動すること。

(4) ドア開放時の危険防止のための黄色反射テープをドア縁部及びドア内側に取り付けること。

(5) 車両内指定位置に消防専用無線(デジタル無線)電話用の専用電源配線を設けること。また、車載移動端末（ＡＶＭ）取り付け用の配線(車速信号、後退信号、ＡＣＣ電源)を施すこと。なお、消防専用無線電話及び車載移動端末の取り付けは、浜松市が指定する業者が行う。

(6) 消防専用無線電話等の取り付け部及びＡＶＭ装置取付台を安全性に考慮し設けること。

4 その他

各操作ボタン、スイッチ類等及びタイヤ空気圧力には、名称と操作方法または単位を明示したプレートを取付ける等、見やすい位置に日本語でわかりやすく表示すること。

第5 塗装等及び記入文字

1 塗装等は次のとおりとする。

(1) 車体は、消防色（日本塗料工業会規格 1 4 5 番又は類似色）とし、メッキ部分については塗装しないものとする。

(2) 車体周囲に再帰反射材等を貼付すること。色及び位置等の詳細については、別途打合せとする。

2 記入文字は次のとおりとする。

(1) 車両両側面指定位置に白色反射文字テープで「浜松市消防局 HAMAMATSU FIRE DEPT.」を指定文字で作成し貼付すること。

(2) 車両後部指定位置に「浜松市消防局」を白色文字テープで指定文字を作成し貼付すること。

(3) 車両両側面後部指定位置に白色文字テープで「指定する車名」を指定文字で作成し貼付すること。

(4) 標識灯に黒文字テープで「指定する車名」を指定文字で作成し貼付すること。

(5) 車両左側前部指定位置に白色反射文字テープで「指定する車番」を指定文字で作成し貼付すること。

(6) 指定のない記入文字、字体及び寸法は別途指示する。

(7) 記入文字の色、字体等は次のとおりとする。

位 置	色	字 体	サイズ
左右ドア	白色	浜松ビジュアルアイデンティティデザイン	120mm×120mm 程度
標識灯	黒色	丸ゴシック	適宜

※左書きとすること。

※表中のサイズについては、貼付場所の状況に応じて変更できることとする。

※字体の「浜松ビジュアルアイデンティティデザイン」が作成できない場合、「新ゴ・ファミリー」で代用することができる。

※構造上、記入文字が貼付できない場合は、省くことができることとする。

第6 装備品、取り付け品及び付属品の仕様

- (1) 別表一覧に示すものを、本文中の指定の積載場所に従い備えること。
- (2) 装備品は、災害現場での活動を考慮し、即使用可能な状態で設定し積載すること。
- (3) 本仕様書に明示されていない収納方法及び場所等は、浜松市と調整し決定すること。

1 シャシ

No.	品 名	規 格	数量
1	シャシ (D5 Mグレード相当)	ワンボックス、5ドア、定員8人 メーカー標準装着の安全装備	1式
2	エンジン	ディーゼルエンジン	1式
3	トランスミッション	オートマチックトランスミッション パドルスイッチにて任意のシフトに変更できること	1式
4	駆動方式	4輪駆動	1式
5	ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング	1式
6	ブレーキ	A B S 装置	1式
7	ヘッドランプ	純正品	1式
8	フォグランプ	純正品	1式
9	集中ドアロック	純正品（各扉連動）	1式
10	パワーウインドウ	純正品（運転席・助手席）	1式
11	エアコンディショナー	純正品	1式
12	リヤクーラー	純正品	1式
13	ドアミラー	左右（電動格納式）	1式
14	サイドバイザー	純正品	1式
15	ノーマルタイヤ	車両取付分（純正アルミホイール）	5本
16	泥除け	全輪（黒色）	1式
17	車体塗装・文字記入		1式
18	反射材	車体左右後部に帯状（5センチ程度）	1式
19	パンク修理キット	純正品	1式

2 車両装備品及び取付品

No.	品 名	規 格	数量
1	電子サイレンアンプ	TSK-D151又は同等品	1式
2	赤色警光灯	NF-ML-VK2M-LA1又は同等品	1式
		車体前部 LFA-50又は後継品	2式
		ルーフキャリア後部 LFIA-300又は後継品（保護枠付き）	2式
		車体後部扉 LFR-1又は同等品（点滅ユニット付き）	2式
3	後退警報機	消音スイッチ付	1式
4	消防章		1式
5	室内照明灯（LED式）	室内照明（LED式）	1式
		荷室収納部天井左右（LIA-W）	1式
6	マップランプ	助手席のAピラー付近（スイッチ付）	1式
7	照明灯	車体上部両側面 各1箇所 LIA-200又は後継品（保護枠付き）	2式

3 車両積載品及び付属品（※印 取付装置を含む）

No.	品 名	規 格	数量
1	タイヤチェーン	ゴム・樹脂製（スタッドレスタイヤ用）	1式
2	電動サイレン	自動吹鳴装置	1式
3	スタッドレスタイヤ	純正ホイール付き	5本
4	予備電球・ヒューズ	車両に使用しているすべての規格の物を各1個	1式
5	三角表示板	法令適合品	1個
6	点検ハンマー		1個
7	車輪止	2個1組	1式

4 その他の車両装備品及び取付品

No.	品 名	規 格	数量
1	無線・AVM用信号取出し	指定の位置まで配線	1式
2	AVM取付用ブラケット作成	詳細は打ち合わせにて決定（正規の向きで取り付け）	1式
3	無線用アンテナ	現物は支給、指定の位置まで配線	1式
4	プライバシーガラス	後部座席左右及び後面	1式
5	ドライブレコーダー	車両適合品 前後撮影（フォーマットフリー、SDカード64GB以上）	1式
6	フロアーマット	純正品又は車両適合品（防水・フロアーマット・ラゲッジマット）	1式
7	ルーフキャリア	純正品又は同等品（荷物固定用バンド及びネット付、黒色）	1式
8	リヤラダー	純正品又は同等品（黒色）	1式
9	アクセサリコンセント	100Vコンセント 2口×2、インバーター取付 500W程度	1式
10	バックモニター	純正品又は同等品	1式

5 その他の車両積載品及び付属品（※印 取付装置を含む）

No.	品 名	規 格	数量
1	ブースターケーブル	5 m	1式
2	携帯拡声器	TOA ER-1106W又は同等品	1個
3	保安指示灯	FS-10（赤色）又は同等品	2本
4	給油間違い防止リング	XG13（軽油用）又は同等品	1式
5	カラーコーン	伸縮式（ジャバラ型）	4個
6	プライバシーテント	cl-lyzp01又は同等品	1式
7	簡易トイレ	ラップボン PE-1又は同等品（車用DCケーブル付）	1式
8	折り畳みカート	フラットカート2×4又は同等品（固定バンド付）	1式
9	シートカバー	全席用（黒色、防水）	1式
10	タープ用ウエイト	10kg	2個

物品購入等入札参加資格確認申請書（一般競争）

公告番号	2 7 4	公告年月日	令和 7 年 4 月 1 7 日
件 名	広報車の購入 （課名 警防課）		
添 付 書 類	「なし」		
入札参加資格の結果 通知について希望する 通知方法(※)	1 調達課で受け取り 2 郵送 （1 1 0 円切手を貼付した返信用封筒を添付） 3 電子メール （電子メールアドレスを記載）		
入札書の提出方法 の予定(※)	1 入札執行日時に入札場所へ持参 2 事前提出 3 郵送等		
通知を受信する 電子メールアドレス			
提 出 期 限	令和 7 年 5 月 7 日		

（※該当する番号に丸を付けてください。）

上記のとおり一般競争入札に参加したく、資格の確認申請をいたします。

なお、浜松市公告第 2 7 4 号の物品購入等一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項に相違していないことを誓います。また、入札参加資格の結果通知について希望する通知方法及び入札書の提出方法の予定は、記載のとおりです。

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

(あて先) 調達課

質 問 書	
公告番号	第 2 7 4 号
件 名	広報車の購入
商号又は名称	
提 出 日 令和 年 月 日	
項 目	質 問 事 項

- ・ 質問提出期限 令和7年5月7日（水）午後5時 を厳守すること。
- ・ 同等品提案の場合もこの様式を使用し、カタログ等と一緒に提出すること。

令和 年 月 日

(あて先)

浜松市長

入 札 者

~~見 積 者~~

住所又は

所 在 地

商号又は

名 称

代表者氏名又は

代理人氏名

印

入 札 書

~~見 積 書~~

次のとおり入札、見積りいたします。

金 額					百万			千			円
品名	規 格				単位	数 量		単 価		金 額	
消防自動車 (緊急)	広報車				台	1		円		円	
備 考	・ 税抜きで記載すること。 ・ 代理人が参加する場合は、代理人氏名の記載及び押印のこと。 ・ 入札書に記載されている規格以外で応札する場合には、<u>元の規格を二重線で消去、訂正印を押印したうえで規格を記載</u>すること。 （ただし、「質問書」にて同等品として認められた規格に限る。） ・ 小数点以下が発生する場合は、小数点第二位までを記載すること。										

委 任 状

下記につき、㊞ を代理人と定め、入札及び見積に関する
一切の権限を委任いたします。

記

件 名 広報車の購入

令和 年 月 日

(あて先)
浜松市長

住所又は
所 在 地

商号又は
名 称

代表者氏名

㊞

入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）

1 用意するもの

- ・ 入札（見積）書
- ・ 定形封筒
- ・ 筆記用具
- ・ 契約印（委任状により委任されている場合は、代理人の印）
- ・ 委任状（入札及び見積合せに関する権限を委任する場合は必須）

2 入札（見積）書

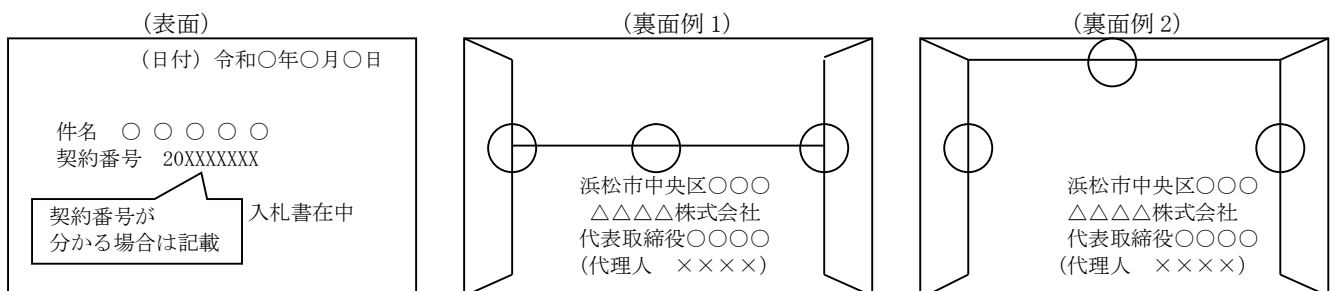
- ・ 入札（見積）書の記載内容は、通知書類の表記に基づき記載してください。
- ・ 入札（見積）書には、商号又は名称、代表（契約）者名、契約印（注1）が必要です。
※注1：委任状により委任されている場合は、代理人の氏名及び印（委任状に押印した代理人の印）
- ・ 入札の場合は入札書2枚及び見積書2枚、見積合せの場合は見積書を3枚用意してください。
うち1枚は必要事項及び金額（**税抜金額**）を記載し、定形封筒に入れたもの、それ以外は金額が未記載のものです。（押印必要）
[1回で落札者が決定しない場合に必要になります。]
- ・ 明細書を添付する場合は、一箇所をのり付けし、接合部分へ割印を押印してください。

3 委任状

- ・ 委任状は代表者でなく、代理人が入札（見積合せ）に参加する場合、必要です。
- ・ 委任状は、商号又は名称、代表者名、契約印、代理人名及び代理人の印が必要です。
- ・ 代理人の印は認印で構いませんが、**シャチハタ（スタンプ）印は不可**です。
- ・ 委任状のある場合の入札（見積）書は、**代理人名の記載と代理人の印（委任状に押印した代理人の印）**が必要です。

4 定形封筒

- ・ A4サイズの紙を三つ折して入る程度の大きさのものがが必要です。
- ・ 封筒表面に入札執行の日付、入札（見積合せ）の件名、契約番号（分かる場合）を記載してください。
- ・ 封筒裏面に商号又は名称、代表者名、代理人名（代理人の場合）を記載してください。（表面でも可）
- ・ 封筒裏面のつなぎ目に契約印（代理人の場合は代理人の印（委任状に押印した代理人の印））を押印し、封かんしてください。



5 その他

- ・ 入札（見積合せ）時に入札（見積）書が入った封筒と委任状を提出していただきます。
- ・ 入札心得、入札関係書類は、**浜松市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 発注情報（入札・契約）→ 物品契約情報** で公開していますので、必ずご確認ください。
- ・ 不明な点は、**調達課物品購入グループ** TEL 053-457-2171 までご連絡ください。

入札（見積）書の作成チェックリスト

- ◆ 関係書類は、「浜松市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「発注情報」→「物品購入・売り払い」→「入札・契約関係書類ダウンロード」で公開しています。

入札（見積合せ）時に用意するもの、記載する事項

書類		本人による入札の場合	代理人による入札の場合
□ 封筒	(表面)	□ 日付（入札日）	□ 日付（入札日）
		□ 件名	□ 件名
	(裏面)	□ 商号又は名称、代表者名	□ 商号又は名称
		□ 割印（契約印）	□ 代理人の名称
			□ 割印（代理人の印）
□ 委任状	不 要		□ 代理人の名称、印
			□ 日付（入札日）
			□ 件名
			□ 商号又は名称、代表者名、契約印
□ 入札（見積）書	□ 入札書・見積書の区分 ※ 一般競争入札 ＝ 入札書 指名競争入札 ＝ 入札書 随契（見積合せ）＝ 見積書		□ 入札書・見積書の区分 ※ 一般競争入札 ＝ 入札書 指名競争入札 ＝ 入札書 随契（見積合せ）＝ 見積書
	□ 日付（入札日）		□ 日付（入札日）
	□ 商号又は名称、代表者名、契約印		□ 商号又は名称
	□ 金額		□ 代理人の名称、印
	□ 内訳の内容		□ 金額
			□ 内訳の内容

- 筆記用具
- 契約印（委任状により委任されている場合は代理人の印）
- 入札の場合 = ※上記表中の入札（見積）書とは別に、入札書1枚及び見積書2枚
- 見積合せの場合 = ※上記表中の入札（見積）書とは別に、見積書2枚
- [1回で落札者が決定しない場合に必要となります。]

不明な点は、調達課物品購入グループ 電話053-457-2171 までご連絡ください。

入札（見積合せ）の注意事項（物品購入用）

1 提出する書類

- ・ 入札（見積）書

2 入札（見積）書

- ・ 入札（見積）書の記載内容は、通知書類の表記に基づき記載してください。
- ・ 入札（見積）書には、商号又は名称、代表（契約）者名、契約印が必要です。
- ・ 日付は、指名（見積）通知書に記載の入札（見積合せ）日で作成してください。

3 提出方法

- ・ A4サイズの紙を三つ折して入る程度の大きさの定形封筒に入れて書留郵便で、入札（見積合せ）日の前日までに必着で郵送してください。
- ・ 封筒表面に日付、入札（見積合せ）の件名、契約番号（わかる場合）を記載してください。
- ・ 封筒裏面に商号又は名称、代表者名、代理人名（代理人の場合）を記載してください。（表面でも可）
- ・ 封筒裏面のつなぎ目に契約印を押印し、封かんしてください。

(表面)

(日付) 令和〇年〇月〇日

件名 ○ ○ ○ ○ ○

契約番号 20XXXXXX

契約番号が分かる場合は記載

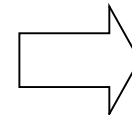
入札書在中

(裏面例1)

浜松市中央区〇〇〇
△△△株式会社
代表取締役〇〇〇〇
(代理人 ××××)

(裏面例2)

浜松市中央区〇〇〇
△△△株式会社
代表取締役〇〇〇〇
(代理人 ××××)



この状態で、
封筒に入れて
書留郵便で
ご郵送ください。
※封筒の表面に
「入札書在中」と
ご記入ください。

4 提出・送付先

〒430-8652

静岡県浜松市中央区元城町 103 番地の 2

浜松市役所財務部調達課物品購入グループ （担当：小野）

5 その他

- ・ 入札心得、入札関係書類は浜松市ホームページ → 創業・産業・ビジネス → 発注情報（入札・契約） → 物品契約情報 で公開していますので、必ずご確認ください。
- ・ 事前提出及び郵送等による提出では、初回の開札で落札者がいない場合の再度の入札（見積）書の提出ができませんので、あらかじめご了解ください。
- ・ 不明な点は、調達課物品購入グループ TEL 053-457-2171
FAX 050-3730-3713 へ。

◇入札（見積）書は、 5月19日 月曜日 までに必着でお願いします。◇

入札（見積）書の作成チェックリスト

- ◆ 関係書類は、「浜松市ホームページ」→「創業・産業・ビジネス」→「発注情報」→「物品購入・売り払い」→「入札・契約関係書類ダウンロード」で公開しています。

書類		本人による入札の場合	代理人による入札の場合
□ 封筒	(表面)	□ 日付（入札日）	□ 日付（入札日）
		□ 件名	□ 件名
	(裏面)	□ 商号又は名称、代表者名	□ 商号又は名称
		□ 割印（契約印）	□ 代理人の名称
			□ 割印（代理人の印）
□ 委任状	不 要		□ 代理人の名称、印
			□ 日付（入札日）
			□ 件名
			□ 商号又は名称、代表者名、契約印
□ 入札（見積）書	□ 入札書・見積書の区分 ※ 一般競争入札 ＝ 入札書 指名競争入札 ＝ 入札書 随契（見積合せ）＝ 見積書		□ 入札書・見積書の区分 ※ 一般競争入札 ＝ 入札書 指名競争入札 ＝ 入札書 随契（見積合せ）＝ 見積書
	□ 日付（入札日）	□ 日付（入札日）	
	□ 商号又は名称、代表者名、契約印	□ 商号又は名称	
	□ 金額	□ 代理人の名称、印	
	□ 内訳の内容	□ 金額	
		□ 内訳の内容	



【補足】

事前提出・郵便等による入札（見積合せ）の場合、
入札（見積）書には代表者の氏名を記載し、契約印を
押印して下さい。

不明な点は、調達課物品購入グループ 電話053-457-2171 までご連絡ください。